

6月定例議会終わる

6月16日から18日までの3日間、平成21年第2回竹原市議会定例会が開会され、報告3件、議案6件が可決されました。

主な議案はつぎのとおりです。

◆竹原市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)の改正やその他の規定の整理などを行うものです。

◆竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上場株式等にかかわる配当所得関係の改正やその他の規定の整理を行うものです。

◆竹原市高齢者センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

竹原市高齢者センターが竹原町から中央四丁目に移転することに伴い、必要な規定の整備を行うものです。



◆竹原広域行政組合規約の変更について

竹原広域行政組合の解散に關して必要な事項を定めるため、竹原広域行政組合の規約を変更するものです。

◆平成21年度竹原市一般会計補正予算(第1号)

国の経済危機対策に呼応して、地域活性化・経済危機対策臨時交付金などを活用し、市内の消費の拡大・雇用の安定を目的とした様々な事業を行うための経費を中心に、3億2,272万9千円を計上するものです。

65歳以上の人の

サービスの利用状況や今後の見通しを踏まえて、65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)の介護保険料を3年ごとに見直しを行っています。今回の見直しでは、所得の低い人の負担を配慮し、第4段階(基準額)を二つに分けました。

また、今年度介護報酬が改定されたことに伴い、保険料の急激な上昇が見込まれることから、国の交付金により上昇見込分の一部を負担して保険料の軽減措置を行っています。

市では、平成21年度から3年度を通じて前回と同額で3年間均等の保険料を設定しました。

問い合わせ

福祉保健課介護福祉係

☎ 22-7743



介護保険料が決まりました

平成18~20年度

改正前	
所得区分(段階)	保険料(年額)
1	27,810円
2	27,810円
3	41,715円
4	55,620円
5	69,525円
6	83,430円



平成21~23年度

改正前		改正後	
所得区分(段階)	保険料(年額)	対象者の要件	
		市民税課税状況	その他
1	27,810円	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
2	27,810円		本人の合計所得金額と課税年金収入金額があわせて80万円以下
3	41,715円	本人が市民税非課税	上記以外の人
4	52,839円 55,620円		世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額があわせて80万円以下
5	69,525円	本人が市民税課税	上記以外の人
6	83,430円		本人の合計所得が200万円未満の人 本人の合計所得が200万円以上の人

定めた
策しました

「たけはら輝きプラン2009」は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つを一体化した計画です。

高齢者福祉計画は、すべての高齢者を対象とした介護予防、疾病予防、生きがいづくり、日常生活支援など、高齢者施策全般を進めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険制度の円滑な実施を図り、介護基盤の計画的な整備を行っていくものです。

計画策定の背景と趣旨

わが国は、本格的な超高齢社会を迎えつつあり、一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も予測されています。竹原市においても高齢化は着実に進んでおり、今後の進展も予想されます。

国における社会保障の見直しや市の介護保険事業をめぐる課題をとらえながら、地域生活を可能とする包括的な医療、介護体制を構築し、いきいきとした長寿社会の確立に向けた高齢者福祉施策及び介護保険事業の推進を図ります。

問い合わせ 福祉保健課介護福祉係

☎22-7743

たけはら輝きプラン2009

たけはら輝きプラン2009

竹原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

基本理念

『健やかでいきいきとした長寿社会の確立』

基本目標

健やかで活力のある生活をめざして
介護予防や健康づくり、生きがい・社会参加への支援、就労機会の確保等

いきいきとゆとりのある生活をめざして
だれでも、いつでも、どこでも利用できる健康・福祉・介護サービスの充実

共に生きる豊かな福祉社会をめざして
すべての市民が共につくり、共に支えあう地域福祉の推進

施策の大綱

いきいき介護予防・健康づくり
豊かな生きがいづくり

安心できる
介護支援づくり

思いやりのある
まちづくり

重点課題

地域ケア体制の推進

- ・介護療養病床の再編成
- ・介護をしている家族への支援
- ・地域包括支援センターを核とした地域福祉活動との連携

高齢者の生きがいと権利擁護

- ・超高齢社会における暮らし方の検討
- ・虐待の防止
- ・認知症における支援体制の構築

介護給付の適正化

- ・適切なサービスの提供、適切な介護報酬の請求が行われる仕組みの構築

的場公園は、 夜間車両進入禁止となります

7月12日から8月31日までの間、夜9時から翌朝7時までには入口を施錠しますので、公園内に車両は入れません。また、花火・キャンプ・火気使用は禁止しています。ご協力ください。



問い合わせ

都市整備課都市計画係

☎22-7749

ルールを守って楽しい花火

毎年、花火による事故やマナー違反による迷惑行為が発生しています。次のことに注意しましょう。

- ①使用方法や注意書をよく読んでみましょう
- ②人の迷惑にならない時間と周りに燃えやすいものがない安全な場所でしましょう
- ③音だけでなく、煙の迷惑も考えましょう
- ④花火大会など、一定量以上の花火の消費には、許可が必要となります。

問い合わせ 竹原消防署

☎22-0958